

平成 22 年 3 月 15 日

各 位



会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鎌 田 富 久
(コード番号 4 8 1 3 東証マザーズ)
問 合 せ 先 社 長 室 長 須 田 昌 樹
(T E L . 0 3 - 5 2 5 9 - 3 5 6 4)

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針について（買収防衛策）

当社は、平成 19 年 4 月 24 日に開催の当社第 23 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた上で、有効期間を平成 22 年 1 月 31 日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとする、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入いたしました。

今般、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、本方針について更に検討を進めた結果、当社は、平成 22 年 3 月 15 日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成 22 年 4 月 27 日開催予定の当社第 26 回定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、関係法令の改正等に伴い一部改定した上で、本方針を継続することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本方針の継続については、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名のいずれもが、具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見を述べております。

注 1：特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は（ ）当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注 1 の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、）又は（ ）特定株主グループが、注 1 の（ ）の記載に該当す

る場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念として、コンピュータの分野をはじめ、先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、一般消費者をはじめとするユーザーの生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすべく日々事業活動を行っております。

これまでのこうした活動により、当社は、日本国内はもとより海外においても多くの支持を受けることができ、主要な通信事業者やメーカーといった顧客に恵まれております。このような活動を継続し、さらに幅広い顧客に当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

そこで、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないように、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしてしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

・基本方針の実現に資する具体的な取組み

1. 中期経営計画による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。その中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えに基づき、これまで当社では、将来的な製品・技術市場動向を的確に把握するよう努めつつ、中期経営計画を策定してその実現に邁進するとともに、さらに技術ポートフォリオを拡充すべく友好的に企業買収も行っておりましました。当社は、これらの企業価値・株主共同の利益を支える要因の一つ一つを維持し、さらに強化していくように、これからも努めてまいります。

2. コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社は、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。また、企業の持続的な発展のため

には、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めたすべてのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めて参ります。

．基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

1．当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の基本的な考え方

上記 ．の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

2．本方針の内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

なお、当社株式の保有状況の概要は、資料1に記載のとおりです。現時点において、当社役員及びその関係者の当社株式における保有比率は約39.3%以上となっておりますが、各々の株主の事情により当社株式の相続、譲渡その他の処分がなされた場合に、当社の株主構成に大きな変化が生じる可能性も否定できません。また、当社の更なる成長及び発展のため、将来資金調達を資本市場に求める可能性も否定できません。この場合には、流通する株式の増加とともに、それら株主の株式保有比率が低下することも予想され、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われる可能性も否定できないものであります。そこで、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものかを適切にご判断いただくために本方針を継続することにいたしました。また、当社は、本方針の決定時において、具体的に大規模な買付行為の提案を受けているわけではありません。

3．大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その一般的な項目は資料2に記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、資料2に記載されている項目は例示であり、これらに限定されるものではなく、また、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、独立委員会に対して大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。ただし、当社取締役会は、当社取締役会が必要と認める場合に最大30日間に限り、取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間の延長を行う場合には、当社取締役会は、延長される日数及び延長の理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に公表いたします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として資料3に記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の報告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、上記4.(1)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

() 強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(3) 対抗措置発動後の中止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後も、大規模買付者が大

規模買付行為を中止した場合や、 対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、当社株主共同の利益を著しく損なわないと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止を決定することがあります。

(4) 独立委員会の設置及び役割

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとします。なお、独立委員会の概要は、資料4に記載のとおりです。また、本方針継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、資料5に記載のとおりです。

独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先及び従業員等から必要な情報を収集したり、当社経営陣と大規模買付者との交渉の場を設けるなどした上、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。また、独立委員会は、必要と判断した場合には、株主の皆様に対し、大規模買付者から提出された意向表明書、大規模買付者から提供された大規模買付情報、大規模買付行為に対する当社経営陣の意見その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示することができるものとします。

5. 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録されている必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することとなった際に、法令及び東京証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の発行又は無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記4.(3)に従い、新株予約権の割当日又は無償割当ての効力発生日までに新株予約権の発行もし

くは無償割当てを中止し、又は新株予約権の割当日もしくは無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

6. 大規模買付ルールの有効期限

本方針の有効期限は、平成25年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとします。

なお、当社取締役会は、上記有効期限の満了前であっても、本方針の廃止又は修正を行うことがあります。その場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行います。

Ⅳ. 本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記 . に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記 . の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

(2) 本方針が当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記 . に記載の基本方針の考え方ならびに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本方針が、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろ

るその利益に資するものと考えます。

(3) 本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本方針の根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

また、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(資料1)

当社株式の保有状況の概況(平成22年1月31日現在)

1. 発行可能株式総数

915,000株

2. 発行済株式の総数

391,731株

3. 株主数

26,337名

4. 大株主(上位10名)

順位	株主名	株数	議決権比率
1	荒川 亨	59,415株	15.17%
2	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	45,468株	11.61%
3	鎌田 富久	40,965株	10.46%
4	有限会社 樹	7,400株	1.89%
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,637株	1.69%
6	モトローラ インク	5,400株	1.38%
7	東京電力株式会社	4,500株	1.15%
8	株式会社プレストシーブ	2,853株	0.73%
9	ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリ ゲイテッド クライアント アカウ ント	2,810株	0.72%
10	ドイチェ バンク アーゲー ロン ドン ピービー ノントリーティー クライアント 613	2,682株	0.68%

- (注) 1. 議決権比率につきましては、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 大株主順位1位の荒川 亨氏(当社前代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO))は、平成21年10月23日に逝去されましたが、現在遺産相続協議中のため、株主名簿上の名義で記載しております。
3. 大株主順位3位の鎌田 富久氏は、当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)です。
4. 大株主順位4位の有限会社 樹は、荒川 亨氏の資産管理会社です。

(資料2)

大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ(ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。)の情報
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) (大規模買付者が個人である場合は)国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下、「法人」という。)の名称、主要な事業、住所、経営、運営又は勤務の始期及び終期
 - (3) (大規模買付者が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名(これらのうち、大規模買付者が開示しており、かつ一般に入手できるものについては、当該開示情報の入手方法を示すことにより、本号に基づく情報提供とすることができる。)
 - (4) (もしあれば)過去5年間の犯罪履歴(交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。)、過去5年間の金融商品取引法、会社法(これらの改正前の法律及びこれらに類似する外国法を含む。)に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法及びその内容(取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。)
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含む。)
4. 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に関する方針(特定の顧客、取引先との取引関係を終了させる計画があれば、その内容を含む。)
7. その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断して要請する情報

(資料3)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。なお、株主に新株予約権の割り当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者(当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。)等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記7.に記載の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(資料4)

独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会は、当社取締役会から委嘱を受けた社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには、当社の経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、取締役会の決議により選任するものとする。独立委員会の委員の任期は、平成25年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとする。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項

独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について取締役会から諮問を受けた場合、当該各事項を検討、審議の上決定し、その決定内容をその理由とともに当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値、株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自ら又は当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- (2) 大規模買付者が提供すべき情報の種類、範囲（追加提供の場合を含む）
- (3) 大規模買付者が提供した情報、大規模買付行為に対する当社経営陣の意見その他適切と判断する事項についての当社株主への開示の時期及び範囲
- (4) 大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無
- (5) 大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかの判断
- (6) 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- (7) 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- (8) 前各号に掲げるものの他、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けると判断した事項

4. その他

- (1) 独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問その他独立委員会が必要と認める者から説明を求めることができる。

(資料5)

独立委員会委員

独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

宮内 義彦(当社社外取締役)

略 歴： 昭和 35 年 8 月 日綿實業株式会社(現双日株式会社)入社
昭和 39 年 4 月 オリエンツ・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社
昭和 45 年 3 月 同社取締役
昭和 55 年 12 月 同社代表取締役社長
平成 11 年 3 月 富士ゼロックス株式会社取締役
平成 12 年 4 月 オリックス株式会社代表取締役会長
平成 12 年 9 月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)取締役
平成 15 年 3 月 昭和シェル石油株式会社取締役(現任)
平成 15 年 6 月 オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長(現任)
ソニー株式会社取締役(現任)
平成 16 年 4 月 規制改革・民間開放推進会議議長
平成 16 年 5 月 社団法人日本経済団体連合会評議員会副議長
平成 17 年 3 月 株式会社大京取締役
平成 17 年 6 月 双日ホールディングス株式会社(現双日株式会社)取締役
平成 18 年 4 月 当社取締役(現任)

新浪 剛(当社社外取締役)

略 歴： 昭和 56 年 4 月 三菱商事株式会社入社
平成 7 年 6 月 株式会社ソデックスコーポレーション(現株式会社レオック
ジャパン)代表取締役
平成 11 年 7 月 三菱商事株式会社生活産業流通企画部外食事業チームリーダー
平成 12 年 4 月 同社ローソンプロジェクト統括室長兼外食事業室長
平成 13 年 4 月 同社コンシューマー事業本部ローソン事業ユニットマネジャー
兼外食事業ユニットマネジャー
平成 14 年 3 月 株式会社ローソン顧問
平成 14 年 5 月 同社代表取締役社長執行役員
平成 17 年 3 月 同社代表取締役社長 CEO(現任)
平成 18 年 4 月 当社取締役(現任)

山本 隆臣(当社社外監査役)

略 歴： 昭和 41 年 4 月 国際電信電話株式会社(現 KDDI 株式会社)入社
昭和 63 年 3 月 同社事業開発本部グループ事業部次長
平成 7 年 2 月 同社事業開発本部移動通信事業部長
平成 12 年 3 月 株式会社 KDD 総研(現株式会社 KDDI 総研)代表取締役専務
平成 12 年 9 月 同社代表取締役社長
平成 14 年 4 月 KDDI 株式会社総務本部人事部担当部長
平成 15 年 4 月 当社常勤監査役(現任)
平成 19 年 6 月 株式会社 OKI ACCESS テクノロジーズ監査役(現任)

古川 雅一（当社社外監査役）

略 歴： 昭和 48 年 4 月 住友金属工業株式会社入社
昭和 55 年 11 月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和 59 年 5 月 公認会計士登録
昭和 61 年 7 月 古川公認会計士事務所開業
昭和 63 年 6 月 海南監査法人代表社員（現任）
平成 12 年 4 月 当社監査役（現任）
平成 18 年 6 月 株式会社シーボン監査役（現任）

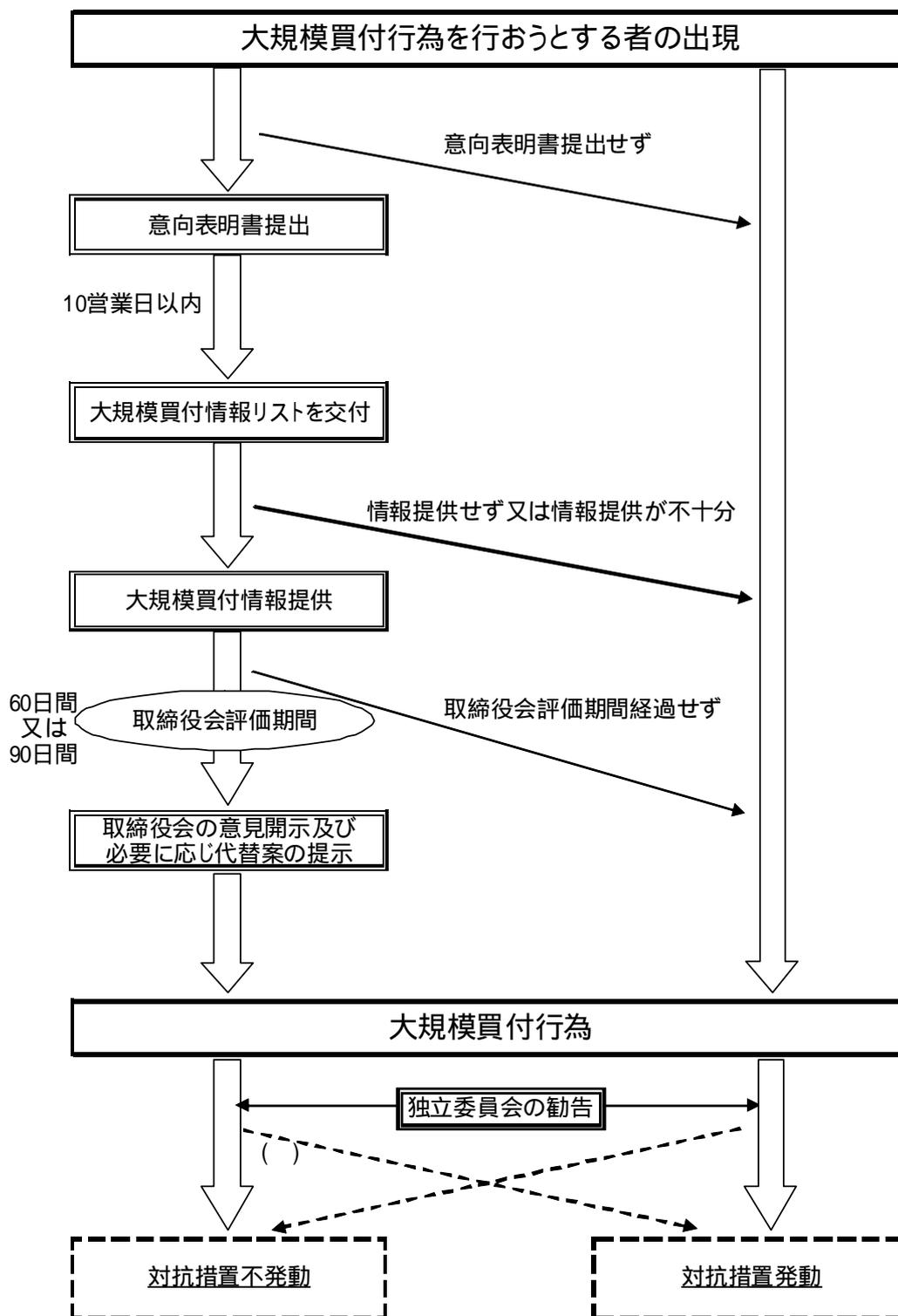
野村 修也

略 歴： 平成元年 4 月 西南学院大学法学部選任講師
平成 4 年 4 月 西南学院大学法学部助教授
平成 10 年 4 月 中央大学法学部教授
平成 10 年 6 月 金融監督庁検査部(現金融庁検査局)参事(非常勤)
平成 14 年 12 月 金融問題タスクフォース・メンバー（金融庁顧問）
平成 15 年 6 月 金融庁コンプライアンス対応室（現・法令等遵守調査室）長
（現任）
平成 16 年 3 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成 16 年 4 月 中央大学法科大学院教授（現任）
森・濱田松本法律事務所客員弁護士（現任）
平成 18 年 1 月 総務省コンプライアンス対応室（現・法令等遵守調査室）長
平成 18 年 12 月 総務省 通信・放送問題タスクフォース・メンバー
平成 20 年 10 月 総務省 ICT ビジョン懇談会・メンバー

(資料6)

【大規模買付者の出現から対抗措置発動に至るフロー】

本チャートは、あくまで本ルールに対する理解に資することを目的として参考として作成されております。ルールの詳細については、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」本文を参照願います。



() 大規模買付行為が当社株主全体の利益を損なう場合